

4 きれいなまちづくりのために

★ 町内会降灰除去機購入費補助

【市民参画推進課、※各支所総務市民課】

- (1) 制度の内容 桜島爆発による降灰から快適な生活環境を守るため、歩道や生活道路等の降灰除去に必要な手押し式降灰除去機を購入した場合、交付対象経費の2分の1以内で、1台あたり5万円を限度に補助します。
- (2) 補助の手続 機器の購入から6か月以内に、領収書を添付し申請書を提出してください。
- (注) なお、平成20年度から申請手続が事前申請に変わります。平成19年度中に対象機器の購入等があった場合、できるだけ早めに申請してください。

★ ステーション整備費補助

リサイクル推進課 (Tel 216-1290)

- (1) 制度の内容 使用承諾のとれる場所にボックス型のごみステーションを設置した場合に経費の2分の1以内で、5万円を限度として補助します。
- (2) 補助の手続 事前協議を行った上で、ステーション整備を行ってから3か月以内に領収証など必要な書類を添付して申請書を提出してください。

★ 公園管理に対する報償金

公園緑化課 (Tel 216-1366)

- (1) 制度の内容 町内会などの管理団体が、公園の除草や清掃作業を原則として月3回以上行った場合に報償金を交付します。
- (2) 報償金の額 公園の面積により、1公園につき2,800円から6,600円

★ 歩道緑地帯管理に対する奨励金

公園緑化課 (Tel 216-1368)

- (1) 制度の内容 町内会などの管理団体が、歩道緑地帯の除草や清掃作業を月1回以上行った場合に奨励金を交付します。
- (2) 奨励金の額 1管理団体につき年額12,000円

ぜひご利用いただき、地域づくりにお役だてください。

市民参画推進課	地域振興係	Tel	216-1214 (直)
※吉田支所総務市民課	地域振興係	Tel	294-1211 (直)
※桜島支所総務市民課	地域振興係	Tel	293-2436 (直)
※喜入支所総務市民課	地域振興係	Tel	0993-45-1112 (直)
※松元支所総務市民課	地域振興係	Tel	278-2113 (直)
※郡山支所総務市民課	地域振興係	Tel	298-2112 (直)

町内会への各種補助制度のご案内

1 地域活動活性化のために

★ みんなで参加わがまちづくり支援事業

【市民参画推進課、※各支所総務市民課】

- (1) 制度の内容 コミュニティ活動の活性化や地域の連帯強化を促進するため、下記の事業を単独で、又は複数で共同して実施する町内会に、交付対象経費総額の3分の1に相当する額(限度額6万円)を、年1回補助します。

(これまでの「いきいき地域社会づくり事業補助」の利用実績に関係なく、全ての町内会が新たに申請できます。)

対象事業 (住民が多数参加して行われる次のような事業を複数まとめて申請できます。)	交付対象経費 (対象事業の実施に直接要するもので、交付決定日以後に支出する経費が対象です。)
◎住民同士の親睦交流を目的とする事業 ・夏祭り ・十五夜 ・敬老会 ・運動会 など	・会場設営費 ・会場借上料 ・用具の賃借料 ・原材料費 ・講師等への謝金 ・印刷製本費 ・保険料 ・飲食費 ・賞品代 など
◎地域社会づくりを目的とする事業 ・講演会 ・文化祭 ・広報紙の発行 ・町内会交流研修会 など	※飲食費(弁当代等+飲物代)と賞品代は、各事業1人あたり1,000円(税込)以内で、出席者分のみ対象となります。 ※打合せ、練習等の事前準備に要する経費、事業終了後の反省会等の経費は、対象外です。

- (2) 補助の手続 必ず事業実施前に申請書を提出してください。事業実施後の申請は、できません。市から他の補助金を受けて実施する事業は対象になりません。
- (3) 期間 平成18年度から平成22年度までの5年間の限定事業です。

★ 町内会広報活動推進事業補助

【市民参画推進課、※各支所総務市民課】

- (1) 制度の内容 町内会の広報活動に必要な印刷機器、拡声器(屋外スピーカー・アンプ等を含む)、パソコン及びデジカメの購入並びに掲示板の設置に要した経費の3分の1に相当する額(通算して15万円を限度)を補助します。
- また、最終交付後10年度を経過した団体へは、再度、経費の3分の1に相当する額(通算して10万円を限度)を補助します。
- (2) 補助の手続 購入又は設置時から6か月以内に、領収書を添付し申請書を提出してください。
- (注) なお、平成20年度から申請手続が事前申請に変わります。平成19年度中に対象機器の購入等があった場合、できるだけ早めに申請してください。

★ 地域ふれあい交流助成事業補助

高齢者福祉課 (Tel 216-1266)
各支所福祉課・保健福祉課

- (1) 制度の内容 高齢者(65歳以上)10人以上および小中学生10人以上のふれあい交流事業
・初年度から3年目まで1事業5万円、4年目以降は1事業3万円まで
・1団体当たり1年度につき3事業まで、同じ事業は3回を限度とします。
- (2) 補助の手続 事業実施の1か月前までに申請書を提出してください。

★ **資源物回収活動補助**

リサイクル推進課 (Tel 216-1290)

- (1) 制度の内容 古紙類・古繊維類・金属類・空きびん類の資源物回収活動を行った団体に対し補助金を交付します。
- (2) 補助対象団体 事前に登録した町内会・PTA・あいご会等の市民団体 (毎年度登録手続が必要)
- (3) 補助金額 回収量と実施回数に応じて交付します。



- ①資源物回収量の補助金単価
古紙類 6円/kg 古繊維類・金属類 3円/kg 空きびん類 3円/本
- ②実施回数の補助金 (年2回以上実施の場合15,000円を限度に交付)
(実施回数-1回) × 3,000円

2 地域活動の拠点づくりのために

★ **町内会集会所建築等補助**

【市民参画推進課、※各支所総務市民課】

- (1) 制度の内容 集会所の建築等をされる場合、対象経費の2分の1以内の額を補助します。ただし、対象経費の合計が100万円以上の場合に限ります。なお、この補助を受けた町内会は、10年度経過後、再度補助が受けられます。

補助限度額	新築・取得の場合	500万円	過去に集会所を所有したことがない町内会のみが対象です。
	増築・改築の場合	300万円	建て替えを含みます。

- (2) 補助の手続 必ず事業実施前に申請書を提出してください。建築等を計画されましたら、お早めにご連絡ください。(前年度中に翌年度の計画調査を行っており、急なご要望には、添えないことがあります。)

★ **町内会集会所建築等資金融資あっせん**

【市民参画推進課、※各支所総務市民課】

- (1) 制度の内容 集会所の建築等をされる場合、工事見積額または取得金額の範囲内で (ただし、限度額有り) 金融機関へ融資のあっせんをします。

★ **浄化槽設置補助**

環境指導課 (Tel 216-1291)

- (1) 制度の内容 公共下水道認可区域以外の地域で、町内会等が所有する集会施設に浄化槽を設置した場合、その経費の一部を補助します。

5人槽	342,000円	6~7人槽	414,000円	8~10人槽	537,000円
11~20人槽	627,000円	21~30人槽	1,044,000円	31~50人槽	1,374,000円

- (注) 既設の単独処理浄化槽から浄化槽に設置換えの場合、上記の補助金額に20万円加算します。
- (注) 既設の汲取り便槽から浄化槽に設置換えの場合、平成20年1月1日以降、上記の補助金額に20万円加算します。
- (注) 新築への補助は、平成20年1月1日から廃止になります。詳細については、お問合せください。

- (2) 補助の手続 事業実施前に浄化槽設置届出書および補助金の申請書を提出してください。工事完了後には工事完了検査申請書を提出してください。

3 安心して暮らせるまちづくりのために

★ **防犯灯補助**

安心安全課 (Tel 216-1209)

防犯灯の設置費と電気料を次のとおり補助します。

- (1) 設置費補助

共 架 式	9,500円
小 柱 式	14,300円

(注) 6月末までに年間設置計画書を提出してください。ただし、災害その他緊急に設置する必要があるときには、その都度ご相談ください。

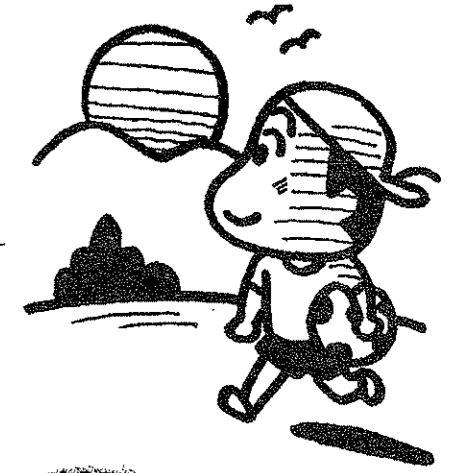
- (2) 電気料補助 前年10月分から本年9月分までの電気料金 (九電料金表の100Wまで) を全額補助します。

- ①年2回に分けて申請する場合

前年10月から本年3月までの分については6月末まで、4月から9月までの分については11月末までに、申請書を提出してください。

- ②年1回の申請をする場合

前年10月から本年9月までの分について、11月末までに申請書を提出してください。



★ **特設防犯灯の設置**

安心安全課 (Tel 216-1209)

町内会等と町内会等との間の、いずれの町内会等にも属さない道路で、設置要件に合う場所には、町内会等の申請により市で防犯灯を設置します。その後の維持管理については、町内会等で行っていただきます。7月末までに設置申請書を提出してください。

★ **防犯パトロール隊への支援**

安心安全課 (Tel 216-1209)

地域における子どもや高齢者などの住民の安全を確保するための自主的な活動を行う防犯パトロール隊の結成促進を図るため、1団体当たり5万円を限度にパトロール用品を支給します。

★ **青色回転灯装着パトロール車導入の支援**

安心安全課 (Tel 216-1209)

青色回転灯装着車両 (青パト) によるパトロール活動に必要な用品を、1台当たり5万円を限度に支給します。

★ **自主防災組織資機材整備補助**

安心安全課 (Tel 216-1213)

地域の住民が町内会等を単位とした自主防災組織を結成し、その活動を積極的に推進するために防災資機材を整備する場合、1組織当たり10万円を限度に補助します。(1回限り)

★ **自主防災組織活動助成**

安心安全課 (Tel 216-1213)

自主防災組織が、会員相互の互助精神の高揚と防災知識の普及を図るため、
(1) 組織が実施する防災訓練のうち、避難訓練を中心とした訓練を実施した場合
(2) 複数の組織が合同で訓練を実施した場合や小中学校と合同で訓練を実施した場合
上記(1)(2)のそれぞれに1組織について、1年度当たり1回限り2万円を限度に補助します。
(注) 事前に、必ず安心安全課までご連絡ください。